

ユニアデックス株式会社 売買注文書 約款

本「ユニアデックス株式会社 売買注文書 約款」(以下本約款と称します)は、ユニアデックス株式会社(以下甲と称します)が、貴社(以下乙と称します)に発注する取引に関する基本的事項を定めたものです。本約款の適用を明示する注文書等による契約(以下本契約と称します)に対して、本約款が適用されるものとし、甲乙間にて別途基本契約が締結されている場合には、当該基本契約の諸条項によるものとし、本約款は適用されないものとし、

(売買)

- 第1条 乙は、乙が供給可能な製品、部品、材料、半製品その他甲の製造またはその準備に供される物品(以下併せて本件部材等と称します)を、甲の製造、組立、並びにこれらに付随する業務に使用する目的で甲に売渡し、甲はこれを買受けるものとし、
2. 本契約においてプログラム等とは、乙が著作権または使用許諾権等の権利を有し、機械の読み取りうる形で甲に提供するプログラムおよび情報処理用ファイルならびに機械の読み取りうる形で、または印刷物として甲に提供するプログラム等の関係資料をいうものとし、

(納入、納入諸掛、検収)

- 第2条 乙は、表記記載の納入期日までに本件部材等を納入場所へ納入するものとし、納入後直ちに納品書またはこれに代わる書類を甲に提出するものとし、なお、納入場所までの納入諸掛は乙の負担とし、
2. 乙は、納入期日までに本件部材等を納入できないおそれがある場合、直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の指示に従うものとし、なお、本項は納入遅延にもとづく乙の損害賠償責任を免責するものではないものとし、
 3. 甲は、本件部材等を受領した場合には、速やかに外観上の汚れ、損傷および数量不足等の検査を行うものとし、
 4. 前項の検査の結果、異議がない場合、甲は乙に対し当該検査の合格を通知するものとし、これをもって検収は完了するものとし、
 5. 第3項の検査の結果、異議がある場合には、甲はその旨を乙に通知するものとし、乙は当該通知を受けた場合、直ちに必要な措置を講じたうえ、甲の再検査を受けるものとし、なお、甲から乙に対し合格または不合格のいずれの通知もないときは、本件部材等の納入日から30日経過した日をもって、甲の検収が完了したものとみなすものとし、

(支払条件)

- 第3条 甲は、注文書記載の支払条件に従い、契約金額ならびにこれに対し消費税法および地方税法所定の税率を乗じて算出された消費税等を乙に支払うものとし、

(所有権の移転)

- 第4条 本件部材等の所有権は、第2条に定める検収完了日をもって乙から甲に移転するものとし、

(危険負担)

第5条 所有権移転前に生じた本件部材等の滅失または損傷については、甲の責に帰すべきものを除き、乙の負担とします。

(図面・仕様・知的財産の取扱い)

第6条 甲が乙に対し、図面、仕様、BOM、検査基準、3D データ、治工具図、機密技術情報（以下技術資料等と称します）を提供した場合、技術資料等の知的財産権は甲に帰属するものとします。

2. 乙は、技術資料等を本件部材等の製造・供給の目的の範囲でのみ使用し、逆解析・転用・第三者供給をしてはならないものとします。
3. 乙が甲の技術資料等に基づき作成した製造図、治具データ等の派生成果物（以下派生成果物と称します）の知的財産権は、乙に帰属するものとします。ただし、乙は甲の要請があった場合、甲に対し派生成果物の利用を許諾するものとし、その許諾の対価は、本件部材等の対価に含まれるものとします。

(サポート・サービス等)

第7条 本件部材等の導入サービスおよびサポート・サービス（以下併せてサポート・サービス等と称します）の取扱いについては、甲乙間で別途協議のうえ取り決めるものとします。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、甲に対し、本件部材等が仕様書、指示書等のとおりであることを保証するものとします。

2. 本件部材等に関する契約不適合責任の期間は、甲による本件部材等の検収日の翌日から当該本件部材等に対する甲の顧客による最終検収完了後1年経過するまでの期間（ただし、第2条にもとづく甲による本件部材等の検収完了日の翌日から365日を超えない期間）とし、当該期間内に本件部材等について仕様書、指示書等との不一致その他の契約不適合が発見された場合には、甲は、乙に対し、事前に催告することなく、本契約の全部もしくは一部の解除、損害賠償請求、代金減額請求または追完請求（修補請求、代替物または不足分の引渡請求）を行うことができるものとします。
3. 甲と甲の顧客との間で締結された契約（以下甲顧客契約と称します）において、本件部材等の契約不適合に関し、甲の顧客による検収完了日から1年を超える契約不適合責任の期間が定められている場合には、乙は、甲が甲顧客契約の条件を遵守できるよう、必要に応じて本契約と異なる条件を別途協議することに同意するものとします。
4. 乙は、本件部材等が未使用・未開封の新品であり、いかなる中古品または再整備品も含まれていないことを表明し、保証するものとします。

(第三者の権利侵害)

第9条 本件部材等の全部または一部について、第三者から著作権、特許権等の知的財産権を侵害するものとして、甲または甲の顧客に対しなんらかの訴え、異議、請求等がなされた場合、乙は、自己の責任と費用負担において、甲または甲の顧客に代わって当該訴え等を処理するものとし、当該訴え等に起因する甲または甲の顧客の損害を賠償するものとします。

2. 本件部材等の全部または一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断された場合、乙は甲の選択に従い、速やかに次の各号のいずれかの措置をとるものとします。
 - (1) 当該本件部材等を侵害のないものに改変すること
 - (2) 甲または甲の顧客が当該本件部材等を使用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること
 - (3) 甲または甲の顧客が当該本件部材等を使用できなくなることにより被るすべての損害を賠償すること

(製造物責任)

第10条 本件部材等に製造物責任法上の欠陥が発見された場合、乙は自己の責任と負担において、原因の究明、当該欠陥の除去、代替品との交換等の措置を速やかに講じるとともに、当該欠陥に起因する紛争を処理、解決するものとし、かつ当該欠陥に起因する甲および甲顧客の損害を賠償するものとします。

(権利の譲渡等)

第11条 甲および乙は、相手方の事前の文書による承諾がない限り、本契約により生じた契約上の地位を移転または本契約により生じた自己の権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

(資料等の提供および返還)

- 第12条 甲は乙に対し、本契約に定める条件に従い、本契約の遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行うものとします。
2. 前項に定めるもののほか、乙から甲に対し、本契約の遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議のうえ定める条件に従い、甲は乙に対しこれらの提供を行うものとします。
 3. 甲から提供を受けた資料等（次条第2項による複製物および改変物を含む。）が本契約の遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還し、または甲の指示に従った処置を行うものとします。
 4. 甲および乙は、本条における資料等の提供、返還その他処置等を行い、その旨を文書で相手方に報告するものとします。

(資料等の管理)

- 第13条 乙は、甲から提供された本契約に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本契約の遂行以外の用途に使用してはならないものとします。
2. 乙は、甲から提供された本契約に関する資料等を本契約の遂行上必要な範囲内で複製または改変できるものとします。

(秘密保持義務)

第14条 甲および乙は、本契約に関連して相手方から秘密である旨明記された書面その他の媒体により提供・開示された情報、および口頭またはデモンストレーション等により開示された情報で、開示の際に秘密である旨を伝達し、かつ、当該開示後30日以内に当該情報の内容を書面または媒体により通知された情報（以下秘密情報と称します）を、本契約の契約期間中はもとより、契約期間終了後も開示者の事前の文書による承諾を得ることなく第

三者に開示、漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。

- (1) 相手方より開示を受けた時点において秘密保持義務を負うことなく適法に保有していたもの
 - (2) 相手方に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - (3) 秘密情報によらず独自に開発したもの
 - (4) 相手方より開示を受けた時点において既に公知のもの、または本契約に違反することなく公知となったもの
 - (5) 相手方が第三者に対し秘密保持義務を負わせることなく開示したもの
2. 受領者は、秘密情報の第三者への漏洩等、または紛失を防止するため、秘密情報の管理に必要な措置を講じるものとします。
 3. 受領者は、開示者より提供を受けた秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとします。
 4. 受領者は、秘密情報の使用を終了した場合または開示者から要求のあった場合には、秘密情報を開示者に返却し、または開示者の指示に従って廃棄処分するものとします。
 5. 受領者は、自己の責任において、前各項の秘密保持義務を自己の従業員に退職後も含め遵守させるものとします。
 6. 受領者は、自己の責に帰すべき事由により秘密情報を第三者に漏洩し、紛失し、または本契約以外の目的に使用したことにより、開示者が損害を被った場合は、開示者に対して当該損害を賠償する責を負うものとします。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下法と称します）に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託された個人データ（法に規定する個人データをいうものとします。以下同じ。）および本件業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置（法に規定する安全管理措置をいうものとします）を講ずることについて、本契約その他の契約により合意した個人情報（以下併せて個人情報と称します）を第三者に漏洩してはならないものとします。

2. 乙は、善良な管理者の注意をもって、個人情報を管理するものとします。
3. 乙は、個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から文書による承諾を受けるものとします。
4. 個人情報の提供および返却等については、第12条（資料等の提供および返還）を準用するものとします。
5. 甲または甲顧客が定める情報セキュリティポリシー等において、秘密情報または個人情報の取り扱いに関し、前条または本条と異なる条件が定められている場合には、乙は、甲の請求にもとづき、当該情報セキュリティポリシー等を遵守することに同意するものとします。

(法令等の遵守)

第16条 甲および乙は、本契約の履行にあたり、国、地方公共団体等の法令、規則、手続きその他一切の規定を遵守することはもとより、社会一般の取引ルール、倫理規範に従うものとします。

(契約の解除)

第17条 甲または乙が次の各号の一にでも該当した場合には、相手方はなんらの通知、催告を要せず即時に本契約を解除できるものとします。

- (1) 破産、会社更生、特別清算、民事再生等の倒産処理手続（本契約締結後に改定または制定されたものを含む）を自ら申し立て、または申立てを受けたとき
- (2) 支払の停止、手形交換所の取引停止処分を受けたときまたは電子債権記録機関による取引停止処分もしくはこれと同等の措置を受けたとき
- (3) 仮差押、差押、仮処分もしくは競売の申立を受けたときまたは租税滞納処分を受けたとき
- (4) 解散、事業の全部または重要な一部の譲渡を行ったとき、あるいは行おうとしたとき
- (5) 経営状況の悪化等本件業務の実施継続が困難となる事由が発生したと認められるとき
- (6) 監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたとき
- (7) 本契約にもとづく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき

(損害賠償)

第18条 甲および乙は、自己の責に帰すべき事由によりまたは前条各号のいずれかに該当したことにより相手方に損害を与えた場合、本契約の解除の有無にかかわらず、賠償責任を負うものとします。なお、賠償金額については甲乙別途協議のうえ取り決めるものとします。

(反社会的勢力の排除)

第19条 甲および乙は、自社、自社の親会社（自社の議決権株式の過半数を有する会社）および自社の子会社（自社がその議決権株式の過半数を有する会社）（以下併せて自社等と称します）ならびに自社等の役員が、過去、現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下暴力団等と称します）のいずれにも該当しないことおよび次の各号の事由のいずれか一にも該当しないことについて表明し、保証するものとします。

- (1) 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (2) 自社等もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を問わず、如何なる場合も暴力団等を利用すること
- (3) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を有すること
- (4) 自社等の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (5) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
- (6) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損しまたは相手方の業務を妨害すること

2. 甲および乙は、相手方が前項の規定に違反した場合、相手方に対し、何らの通知、催告を要せずに、本契約の全部または一部について解除することができるものとします

3. 第2項にもとづく解除により第1項に違反した相手方に損害が発生した場合でも、甲および乙は一切の賠償責任を負わないものとします。
4. 甲および乙は、第2項にもとづく解除に起因する自己の損害について、第1項に違反した相手方に対し、損害賠償を請求することができるものとします。

(完全合意)

第20条 本契約は、その締結日における甲乙間の合意のすべてを規定したものであり、口頭であるか文書であるかを問わず、本契約締結以前に甲乙間でなされた協議内容、合意事項あるいは一方当事者から相手方に提出された各種資料、申し入れ、その他一切の提案および約束と本契約の内容が相違する場合には、本契約が優先するものとします。

(存続条項)

第21条 本契約の第6条（使用权の許諾）、第8条（契約不適合責任）、第9条（第三者の権利侵害）、第10条（製造物責任）、第14条（秘密保持義務）、第15条（個人情報の保護）、第18条（損害賠償）、第22条（準拠法・管轄裁判所）および本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

(準拠法・管轄裁判所)

第22条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議)

第23条 本契約に定めのない事項または本契約の履行につき疑義を生じた場合には、甲乙誠意をもって協議し円満解決を図るものとします。

【2026年4月改定版】